# 東京都社会保険労務士会 支部役員選出に関する運営細則

# 第1章 総 則

### (目 的)

第1条 この運営細則(以下「細則」という。)は、「東京都社会保険労務士会役員選任に関する規程」第2条第2項第1号②に基づき支部選出理事候補者、代議員予定者(以下「支部理事候補者等」という。)及び支部役員の選出に関する事項を定める。

# 第2章 支部選挙管理委員会

# (支部選挙管理委員会)

第2条 支部理事候補者等の選出に関する事務を管理するため、支部選挙管理委員会(以下「支部選管委員会」という。)を置く。

## (選挙管理委員)

- 第3条 支部選管委員会の委員(以下「支部選管委員」という。)の定員は、5名以上とし、その選出方法等は支部で定める。
  - 2. 前項の支部選管委員の選出は、役員選出年度の9月末日までに選任する。
  - 3. 支部の選管委員会に委員長を置き、本会の選管委員となる。
  - 4. 支部選管委員に欠員が生じた場合は、支部長が支部選管委員長と協議の上補充する。

### (委員長及び副委員長)

- 第4条 支部選管委員長は、支部選管委員の互選により選任する。
  - 2. 副委員長は、委員の中から委員長が指名する。
  - 3. 副委員長は、委員長を補佐し、委員長事故あるときはその職務を代行する。

#### (委員会議決)

第5条 支部選管委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは委員長がこれを決する。

### (任期)

第6条 支部選管委員の任期は、次期支部選管委員の選任されるまでの間とする。

## (報告)

第7条 支部選管委員会は、選挙事務処理が完了したときは、支部長に報告書を提出しなければならない。

### (その他の事項)

- 第8条 この細則に定めるもののほか、支部理事候補者等の選出に関して必要な事項 は、別に定める「支部選挙運営要綱」による。
  - 2. この細則及び前項の運営要綱に定めのない事項については、東京都社会保険 労務士会に係る選挙規程に準じて支部選管委員会で定めることができる。

# 第3章 告 示

## (告示)

第9条 支部理事候補者等の選出に関する告示は、支部選管委員長の名をもって、支 部所属個人会員に文書により通知する。

# 第4章 選挙権及び被選挙権

### (選挙権及び被選挙権)

第 10 条 選挙権及び被選挙権は、その年の5月 31 日に在籍する支部所属個人会員が有する。ただし、同日現在会則第 63 条に定める納期到来分までの会費を納入しない者は、これを有しない。

# 第5章 支部選出理事候補者等

## (支部選出理事候補者等)

- 第 11 条 支部選出理事候補者(支部長候補を含む。)と代議員予定者の選出は、選挙に よって行う。ただし、立候補者が定数に満たない場合は、支部が責任をもって 選出する。
  - 2. 立候補者は、支部選管委員会が定める方法により支部選管委員会に所定の書類を提出しなければならない。

# 第6章 支部役員の選出

### (支部役員)

第 12 条 支部役員の選出は、支部細則第 6 条の定めるところによる。但し、選出 方法は前条に準ずる。

# 第7章 選 挙

### (投票)

- 第 13 条 投票日及び投票場所は、支部選管委員会がこれを告示し、投票は、支部 選管委員会所定の用紙を用いる。
  - 2. 投票は、選挙当日選挙会場において、支部所属個人会員自ら投票しなければならない。

# (選挙違反)

第 14 条 支部選管委員会は、明らかに選挙違反と思われる事実が生じた場合は事実関係を調査のうえ、本会選挙管理委員会に報告するものとする。

#### (立会人)

第 15 条 投票及び開票に関しては、3名以上の立会人を置く。立会人は、支部選 管委員会が指名する。

# 第8章 理事候補者及び代議員予定者

### (当選者)

第 16 条 有効得票数の上位者より定数までの者を当選者とする。但し、最下位当 選者が複数になった場合は、抽選による。

## (無投票当選)

第17条 立候補者数と定数が同数の場合は、無投票当選とする。

#### (選挙結果の報告及び告示)

第 18 条 当選人が確定したとき支部選管委員会は、直ちに当選人の氏名を当選人 及び支部長並びに本会選挙管理委員会に報告するとともに支部事務所に告 示しなければならない。

# (当選人の事故)

第19条 当選人決定後、当選人が事故等により就任することができなくなった場合は、支部役員会議で決定する。

附則

- 1. 本運営細則は、理事会の議決を経て改廃することができる。
- 2. 本運営細則は、平成10年4月28日より施行する。
- 3. 第 10 条に 5 月 31 日とあるのは、平成 10 年に限り 8 月 31 日と読み替えるものと する。

附則

本運営細則は、平成11年3月31日から施行する。

附則

本運営細則は、平成12年6月12日から施行する。

附則

本運営細則は、平成15年3月26日から施行する。

附則

本運営細則は、平成18年5月26日から施行する。

附則

本運営細則は、平成24年7月9日から施行する。

附則

本運営細則は、平成26年7月4日から施行する。